

元号が「平成」に変わったタイミングで3つの崩壊が起きました。平成元年のベルリンの壁崩壊、平成3年のソ連崩壊、そして同じ頃に日本ではバブル経済の崩壊が起きました。平成の時代は来年の4月で幕を閉じて新しい元号に変わります。崩壊と再生の歴史から学んだことを次の世代に伝えていきたいものですね。

ネコの相談所

画:ゴハチ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【高い所ほど高くなる税に】

新聞などでも取り上げられたことのある「タワーマンションの固定資産税見直し」というお話はご存知でしょうか。これは、一般的に高層マンションの上層階の部屋が低層階よりも取引価格が高いのに、上層階でも低層階でも固定資産税が同じ(床面積などが同じ場合)というのは「公平な税負担」とは言えないので見直そうというお話です。まずは、よく耳にする「タワーマンション」という用語についてですが、この用語には階数や法的な基準などの定義はありません。「タワーマンション」とは通称で、一般的に「高さ60m以上、階数でおよそ20階建て以上の住居用建築物」に使われているようです。今回の見直しでは、平成30年度から新たに課税されることとなる高さ60mを超える建築物(建築基準法上の超高層建築物)で、複数の階に住戸が所在している建築物が対象になります。なお、平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含む建築物は対象外になります。課税額は、階が1つ上がるごとに約0.26%ずつ税額が増えます。例えば1階を100とすると、40階の部屋ならば1階に比べて約10%高くなります。また階数だけでなく、天井の高さや付帯設備が他の部屋と著しい差がある場合には、その差に応じた補正が行われます。なお、都市計画税や不動産取得税についても同様に見直しが行われています。



トレンドを斬る!

「ツッコミかるた」が面白いと人気です。表面に「ツッコミ」、裏面に「トークテーマ」が書かれたカードを、ツッコミの面を

上にして20枚並べ、真ん中に置いた1枚のテーマに従ってトークを開始します。誰かがボケて、それに応じたツッコミ札を取ると得点が入るといったルールは簡単。ボケとツッコミの掛け合いを家族や友人とワイワイ楽しめると評判です。ボケとツッコミの応酬も長時間続いて頭が疲れることもたびたびですが、脳の活性化にはいいかもしれませんね。



365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント : 【信頼と信用が崩壊するとき】

A氏がクリーニングに出したジャケットが破損して戻ってきたそうです。あらかじめ破損の可能性を知らされていたので仕方ないと納得したものの「こんなにひどいヒビ割れは今まで見たことがない」と受け付けの



店員も驚くほどの状態なのに、取りに行くまで何の連絡もなかったことにA氏は違和感を覚えたそうです。A氏も会社を経営する立場。トラブルの対処は初動が肝心だと常々肝に銘じています。そこで、その店員に「こういう場合はどうされるのですか?」と聞いてみると「弁償はできませんがクリーニング代をお返しして、ご迷惑料として一律5000円をお支払いしています」とのこと。

今まで見たこともないくらいひどい状態だと言いながら「一律」とは・・・。

どんな会社なのか逆に興味がわいたA氏は「弁償は望みませんが、上の方から一度お電話いただけませんか?」とお願いしてみました。その翌日、クリーニング店からの電話に出られなかったA氏がコールバックすると、電話口の人が明るく元気にこう言ったそうです。「あのクレーマーの方ですね!」。店員にまったく悪気がないのは分かりました。このクリーニング店では、店員同士が「クレーマー」という言葉を日常的に気軽に使っているのだろうと感じられたからです。裏では「お客」、表では「お客さま」。それと同じノリで「クレーマー」に「方」を付けて「クレーマーの方」というおかしい言葉を編み出したのだろうと想像し、A氏は怒るというより笑ってしまったそうです。そして同時に、これが自分の会社だったらと考えて背筋がゾツとしたのです。会社が築いてきた信頼や信用は、たった一人の、たった一言で、いとも簡単に失われてしまうことがあります。A氏は朝礼で「日頃の自分が仕事にも表れます。日常こそ自分を磨く場です」と話し、自分も襟を正したのです。



ところで、経営者にとって世にも怖い話の結末は、クリーニング代の返金と、茶封筒からおもむろに取り出された迷惑料1万円。結局オーナーは登場せず、A氏は言われるままに1万円の領収書を書いたそうです。

今月のいろいろ「掲示板」

【スタッフブログ】

先日、植物公園へ花見に行ってきました。今まで植物公園へ花見へ行ったことはありませんでしたが、県内最多67種類の桜があり、早咲きの桜は3月中旬から始まり、遅咲きの桜は4月下旬頃までと長い期間桜を見ることができるようです。4月末まではコンサートやイルミネーション等、各種イベントも行っているようです。当日は、桜まつり初日で、天候も良かった為、遊具広場は家族連れで賑わっていました。



杉山会計事務所

〒731-0122

広島市安佐南区中筋 2-5-25-201

電話 : 082-877-4218

FAX : 082-877-4219

<http://www.sugiyama-kaikei.jp>

mail : office@sugiyama-kaikei.jp

